



総行安第116号
平成22年8月19日

各都道府県総務部（局）長
（公務災害担当課扱い）
各指定都市人事主管局長
（公務災害担当課扱い）

殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長

「円滑な職場復帰及び再発の防止のための受入れ方針」
の改定について（通知）

標記の件について、この度「円滑な職場復帰及び再発の防止のための受入れ方針」の改定について（平成22年7月30日付け職職一254号）が人事院から通知され、国家公務員の円滑な職場復帰支援のための新たな施策として、「試し出勤」を実施する場合の「「試し出勤」実施要綱」（以下「要綱」という。）がとりまとめられましたので、参考までに送付いたします。

なお、貴地方公共団体において「試し出勤」実施中に発生した災害については、地方公務員災害補償基金にご相談いただきますよう併せて周知をお願いいたします。

【連絡先】

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室公務災害補償係
担当：佐々木係長、倉又事務官
電話 03-5253-5560